

平成31年度事業計画

理念

社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている多種多様な福祉課題を地域全体の問題と捉え、福祉コミュニティの構築と地域福祉の推進に努めます。

1 はじめに

本会では、2014年(平成26年)3月に市と連携し「つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画」を策定し、『地域のきずなを育み 誰もが安心して暮らせるまちづくり』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

しかし、近年地域における福祉課題は複雑多様化してきており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。

また、東日本大震災、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震などの大規模災害を経験し、災害時における避難行動が困難な人の支援の重要性が再認識されています。

さらに、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するための方策についても、地域社会が抱える新たな課題としてその対応が求められています。

このような中、今後は福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、さまざまな分野が連携し、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築と、地域の支えあいによる取り組みが期待されています。

それらを踏まえ、市と本会では平成30年度に計画の見直しを図り「第2次つくばみらい市地域福祉計画・つくばみらい市地域福祉活動計画」を策定し本年4月より実施してまいります。

本計画を基に事業推進を図るために以下のとおり「目標」及び「重点的に取り組む事項」掲げ、効果的な展開を図るとともに、この裏付けとなる実行予算の編成を行うものとします。

目標

(1) 地域福祉活動計画に基づく事業の遂行

「第2次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、計画の基本理念の達成に向け各事業を遂行します。尚、事業の進捗状況につきましては計画推進委員会を組織し管理・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 住民参加・協働による事業展開

地域住民、民生委員児童委員、福祉施設、ボランティア及び住民活動団体や福祉サービスを提

供する事業者、更には市内 5 地区の協議体を含め、地域のあらゆる組織と相互理解及び協働により、住民主体・住民参加の地域福祉活動の実現を図る事業を展開します。

(3) 地域で支え合う利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の確立 地域の福祉ニーズに対して、福祉、保健、医療などの関係分野が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制の確立に努めます。

(4) 地域コミュニティの構築

地域に住む支援が必要な高齢者にとって、近所に住む方を気にかける気持ちが重要と考えます。以前は当たり前であった近隣同士の助け合いや支え合いの心が薄れ、近所付き合いのあり方でも、社会問題として取り上げられてきました。それらの課題については上記協議体を主体に、もう一度見つめ直し地域コミュニティ構築の一助を担います。

(5) 地域の福祉ニーズに対応する事業の確立

制度の隙間にあり、行政的な支援を受けられない状態にある人々への支援に心がけ、既存の事業を通じて地域の福祉課題に対し、地域住民や団体・組織と協働して新たなサービスや事業の開発に取り組みます。

(6) 情報公開及び情報提供

地域に一番身近な組織として運営の透明性と中立性・公正性の確保を図り、事業内容や財政内容、また、福祉制度やボランティアなどに関する福祉情報を発信します。

(7) 個人情報の保護の徹底

社協が保有する地域住民や利用者及びその家族などの個人情報の保管や活用にあたっては、個人情報保護規程に基づき遵守します。

協力者や関係団体に対しても守秘義務の遵守を徹底すると共に、厳格な取り扱いのもと情報漏洩の防止に努めます。

(8) 苦情解決体制の強化とサービスの向上 苦情などに関して、第三者委員の活用や苦情受付窓口などの強化を図ります。また、サービス利用者の権利擁護に十分配慮するとともに、意見箱を活用し、サービスの向上を図ります。

(9) 事業評価による効果的、効率的な運営

継続した事業評価を行い、事業の見直しを図ると共に職員一人ひとりのコスト意識を高め、効果的・効率的な運営を目指します。

(10) 自主財源の確保

会費・寄附金・共同募金配分金などの財源の確保を図り、自主財源の比率を高めるよう努めます。

(11) 法令遵守による適切な運営

法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりに努めます。

(12) 組織体制の確立

民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性の性格をあわせ持つ「地域福祉を推進する団体」として、地域住民及び地域の福祉関係団体から信頼される組織づくりを目指します。

(13) 職員の意識改革

人事評価を実施し人材育成に努めると共に、各職員が事業における具体的目標を設定し、具現化するための目標管理を行い職務に対する意識改革を図り、「社協職員としての自覚」「マンパワー」「事業視点」「地域住民・行政との協働」「福祉関係事業所及び団体と行政との調整」「コスト削減」などを再認識し、質の高い市民サービスの向上を目指します。

2 事業方針

- (1) 地域の住民や団体の相互理解と協働・連携による福祉活動を推進します。
- (2) 利用者本位の福祉サービスを実現します。
- (3) 福祉ニーズを把握し総合的な支援体制の実現に努めます。
- (4) 情報公開と説明責任を果たし信頼される組織を目指します。
- (5) 法令を遵守し効率のよい自立した経営を行います。

3 重点的に取り組むべき事項

社協は、公益性が高く中立的な立場にある民間の非営利団体として、その使命と理念を実現するため既存事業の継続はもとより事業の見直し(PDCAサイクル)や、福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し以下のとおり重点的に取り組む事項を掲げます。

(1) 総務係・事業係

法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自立的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性を確保するため、次の課題に取り組みます。

1 透明性の高い法人運営

社会福祉法人制度の動向を踏まえて、会務運営や財務活動等における法令遵守のさらなる徹底を図るとともに、情報開示に積極的に取り組むことにより、透明性の高い法人運営を進めます。

2 財務規律の確率と持続可能な財政運営

財務規律の確立を図るとともに、基金や積立金等の安定的な運用と利用料や補助金、委託料の確保、予算の効果的、効率的な執行と経費削減に努めることにより、持続可能な財政運営を進めます。

3 職員の資質向上

組織運営や業務に関連する研修会に積極的に参加し、職員の一層の育成に取り組むことはもとより、職員も自ら自己啓発に励み資質向上に取り組むことにより、業務全般の質的充実を図ります。

4 指定管理施設の運営

平成31年度は、指定期間の最終年度となります。引き続きサービスの向上、コスト削減、運営の効率

化を図るとともに、自主事業を積極的に展開し利用者及び利用料の増加に努めます。

5 児童福祉の推進

すこやか福祉館内で開設している「子育て支援室」においては、専門職の配置を強化して子育てに関する相談や情報提供を行うほか、親子の交流の促進に努めます。また、子育て世帯が安心して働き、仕事と育児を両立できる環境の整備と地域の子育て力を高めるため「ファミリーサポートセンター」の充実を目指します。

6 リスクマネジメントの徹底

重大事故を未然に防ぐよう、些細なことでも「報告・連絡・相談」の徹底を図ると共に、交通事故防止を目的とした「安全運転講習会」を開催するほか、第三者を同乗させる前には呼気検査を行います。

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、地域住民の心身の健康及び生活の安定に寄与するため、総合相談支援の充実や認知症支援、在宅医療と介護の連携を推進します。また、地域ケアシステム、日常生活自立支援事業と一体となり在宅福祉の増進に向け包括的に支援します。

① 地域包括支援センターの包括的支援(運営)

(ア) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の自立支援を目的に主に要支援者などを対象として、心身の状況や生活環境に応じた訪問型サービスや通所型サービスのほか、生活支援サービスを含めた適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

(イ)総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう情報提供を含めた総合的な相談に対して継続的かつ専門的な支援に対応する総合的な相談支援を行います。

(ウ)虐待対応

虐待は介護状態ではない高齢者が対象となるケースや家族が介護や認知症の理解に乏しく起こるケース、高齢者の状況を認識せずネグレクトに陥るケースなど多様化しています。虐待対応をはじめ、発見時に迅速に対応するネットワークの充実、相談や方法についての周知など一体的に取り組めます。

(エ)権利擁護

高齢者世帯の夫婦が共に認知症状を疑われるケースや身寄りの無い高齢者が入院となり医療機関から相談があるケースが増えています。成年後見制度申立ての支援に留まらず将来に備える情報発信やサポートにより、継続して地域で暮らすための権利擁護に努めます。

(オ)包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、個々の状況変化に応じた適切なケアマネジメントやケアマネジャーの技術向上のための支援、困難事例等への助言、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域のケアマネジャーの後方支援とともに他職種の連携・協働による長期継続ケアの支援を行います。

② 地域包括支援センターの包括的支援(社会保障充実分)

(ア)在宅医療・介護連携推進

在宅医療と介護を一体的に提供し高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう医療関係者と介護関係者の連携を推進します。また、定期的に事例検討会を開催し多職種との見える関係づくりに努めます。

(イ)認知症総合支援

認知症の方や家族が、住み慣れた地域で本人の意思が尊重された生活が維持できる体制の構築を目指し、認知症への理解を深めるための普及及び啓発を行います。また、早期発見から迅速な対応ができるよう市や関係機関と連携し体制整備に努めます。

(ウ)地域ケア会議推進

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう地域の課題を抽出し地域住民と専門職等が協働し、公的サービスや住民活動等を効果的に行い、地域のネットワーク構築やケアマネジメントの資質向上を図り、地域課題の収集から資源開発等に努めます。

③ 日常生活自立支援の強化

判断能力が低下し意思確認が困難なケースは、成年後見制度の利用を視野に状況に応じた適切な支援を行います。今後は、ニーズ拡大や必要性の高まりが予想されるため体制を強化します。

④ 生活困窮者自立支援制度への対応

所得の減少や失業の長期化、離職等の経済的な問題により、生活上の様々な困難に直面している方に対し、

し、既存の事業(日常生活自立支援事業、生活福祉資金、小口貸し付け事業、地域ケア事業)で培われてきたノウハウを活用し関係機関と密に連携を図り対応します。

(3) ボランティア市民活動センター

ボランティア市民活動センターの機能及び体制整備の充実を図るとともに事務の効率化に留意してボランティア活動を推進していきます。

1 発掘及び育成支援

ボランティア連絡協議会や登録ボランティアと連携し、新たに市内活動グループのパンフレット一覧を作成し、各グループ毎の活動内容や会員募集等を詳細に伝え発信し、多くの市民へ情報の周知を行います。

また、小地域や身近な場所での住民同士の支え合い活動を行う「地域お助け隊講座」などを開催し、地域での新たな担い手ボランティアの発掘に努めます。

2 プラチナ世代に対する事業

地域参加を目的として、色あせず元気でアクティブに輝き続ける方を対象に、年間を通した「男性料理教室」の実施や「出張カフェ講座」「シニアエクササイズ講座」などを開催し、プラチナ世代の方々が長年培ってきた知識や経験に趣味的要素をプラスし、今後の地域活動に活かせるような事業を進めていきます。

3 災害ボランティアセンター体制整備及び災害ボランティアの育成

社協は、災害時に設置する災害ボランティアセンターの体制整備や避難所などの運営、また、災害時のボランティア調整など大きな役割を担います。これらを迅速に行えるよう組織した災害ボランティア登録制度の充実に努めます。また、今年度より市民を対象とした「災害ボランティア講座」を開催し、新たなボランティアの育成に努めます。

4 高齢者福祉の推進

高齢者の支援においては、地域住民主体の事業である「小地域会食サービス」と「ふれあいいいきサロン」の拡充を図り、助け合い支え合いの心のかよう地域づくりの推進に努めます。

また、サロン協力ボランティアのスキルアップ講座及び交流会を開催し、サロン協力ボランティアの連携に努めます。

5 障がい福祉の推進

知的・発達障がいのある子ども達が、市民ボランティアと共に触れ合う「料理教室」や「工作体験」、「体操教室」など週末余暇支援の活動場所の拡充を図ります。また、障がい児親の会や障がい者団体、伊奈特別支援学校等の支援に努めます。その他、障がいに対する正しい理解と対応を学ぶ「障がい児者支援研修会」や「施設視察研修」等の活動や広報等を通して引き続き、障がい福祉の啓発に努めます。

⑥ 生活支援体制整備事業

高齢者を始めとする市民の方々が、年齢を重ねても住み慣れた地域で生き生きと生活ができるよう、地域住民や様々な団体・機関など多様な主体と連携し、生活支援サービスの整備や介護予防・社会参加の促進に努めます。また、第1層協議体では生活支援コーディネーターを設置し、また第2層協議体では市内5圏域の地域支え合い会議の運営を行います。

(4) 地域活動支援センター

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう生産活動や創作活動の機会を提供し社会との交流の促進を図ります。

1 特性に合わせた支援

生産活動(軽作業・自主生産)を通し、利用者一人ひとりの特性を配慮し働く意欲と作業能力・知識向上を支援します。また、創作活動(調理実習・書道等)を通し、楽しみながら技術の習得をすることができるよう支援します。

2 社会適用支援

社会見学・買い物等の外出の機会を多くし、地域の人たちと接することで、社会との交流を持ち社会のルール・マナーを身につけるよう取り組みます。また積極的に奉仕活動、体験活動に参加する機会を持ち、障がいに対する理解について啓発し、地域との交流が広がるよう支援していきます。

3 健康及び交流支援

毎日行っている検温・手洗い・うがい・ラジオ体操・散歩を継続し、体調管理に留意すると共に、整容の意識付けを行っていきます。また、利用者の高齢化に伴い、月一回の「ヨガ教室」、「体力測定」を通し、健康維持に努め、家族との連携を図り、尚一層の利用者の体調及び心身の変化に対応し、支援します。

(5) ふれあい第1保育園・ふれあい第2保育園

児童福祉の推進を目的に、下記事項を念頭におき保育園の運営を実施します。

1 運営方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すと共に、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営及びその支援を行う。又、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 保育の特徴

- ・子どもたちがたくさん体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい！うれしい！きれい！と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めています。
- ・年齢別保育が基本ですが、異年齢との混合組になることもあります。少子化の時代を踏まえ、できる限り異年齢児との交流を取り入れながら豊かな人間性をもった子どもを育てることを基本方針としています。

3 職員研修

- ・緊急時対応マニュアル各種の実践ロールプレイ
- ・3歳未満児担任園内研修(毎月1回 行事内容計画・保育知識の習得・技能向上実習)
- ・3歳以上児担任園内研修(毎月1回 行事内容計画・保育知識の習得・技能向上実習)
- ・つくばブロック保育協議会に加入し、年間講演会2回、講習会3回、研究会(保育士、主任保育士)
- ・常総広域職員共同研修

4 安全対策と事故防止

当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、内閣府の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」をもとに事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備し適切な対応に努めていきます。

- ・事故発生防止のため職員に対する研修を実施します。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。

- ・厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「大量調理施設衛生管理マニュアル」をもとにマニュアルを策定し、日々安心安全な給食を提供していきます。
- ・不定期に調理従事者及び調理器具の ATP 検査を受け適切な環境を保っていきます。
- ・事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、市こども福祉課にも報告します。